ロ　当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品の利率等若しくは金融指標（金融商品の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。ロにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

ハ　当事者の一方の意思表示により当事者間においてロに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

第百十六条に次の一項を加える。

2　法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第五号及び第六号に掲げる行為にあっては、前項第三号に掲げるものとする。

第百十七条第一項第七号中「、令第十六条の四第一項に規定する契約並びに同条第二項」を「並びに令第十六条の四第一項第一号及び第二項各号」に改め、同項第八号及び第九号中「規定する金融商品取引契約」の下に「（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）」を加え、同項第十五号イ(1)中「この号」の下に「、第百五十三条第一項第七号チ及び第百五十四条第四号チ」を加え、同項第二十六号中「店頭金融先物取引」を「店頭デリバティブ取引」に、「除く」を「除き、当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、個人に限る」に改める。

第百二十三条第一項第二十号中「店頭金融先物取引」を「店頭デリバティブ取引」に改め、「状況」の下に「（当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、当該価格又は価格に相当する事項を同時に個人である顧客に提示していない状況）」を加え、同項第二十一号中「店頭金融先物取引」を「店頭デリバティブ取引」に改め、「が顧客」の下に「（当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、個人に限る。）」を加える。

第百二十五条の六第一項第三号を次のように改める。

三　金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。以下この号において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携金融商品債務引受業務を含む。）に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約

第百四十一条の二第一項第四号イ及び第百四十三条の二第一項第四号イ中「又は第五十四条」を「、第五十四条又は第五十七条の六第三項」に改める。

第百五十三条第一項第四号ニ(6)(i)中「（第九十一条第一項第二号に規定する主要株主をいう。）」を削り、同項第七号チ中「（第百十七条第一項第十五号イ(1)に規定する法令等をいう。次条第四号チにおいて同じ。）」を削る。

第百五十七条第一項第十七号ロ中「いう。以下」を「いい、同条第一項に規定する委託者指図型投資信託に類する同条第二十二項に規定する外国投資信託の受益証券の発行者を含む。ホにおいて」に改め、「第十四条第一項」の下に「（同法第五十九条において準用する場合を含む。）」を加える。

第百五十九条第三項第一号中「金融商品取引清算機関」の下に「（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）若しくは外国金融商品取引清算機関」を加える。

第百七十四条第五号中「金融商品取引業者の」を「金融商品取引業者（法第五十七条の四の規定により当該事業年度に係る同条の説明書類を作成する特別金融商品取引業者を除く。）の」に改め、「（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）」を削る。

第百九十九条第七号中「この条」を「この号、次号並びに第十一号ホ及びヘ」に改め、同条第十一号ハ中「第二十九条の四第一項第五号ニ又はホ」を「第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれか」に改め、「同号ヘ」の下に「の確認が行われていない者」を加え、同条に次の一号を加える。

十三　特別金融商品取引業者にあっては、次に掲げる場合（イ又はロに掲げる場合にあっては、第七号又は第八号に該当する場合を除く。）

イ　特別金融商品取引業者又はその子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。以下この号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号及び次節において同じ。）の役職員に法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（金融商品取引業又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあっては、当該特別金融商品取引業者の業務の運営又は当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であって過失による場合及び事故等について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならないとされている場合を除く。ロにおいて同じ。）

ロ　イの事故等の詳細が判明した場合

ハ　子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合又は劣後特約付社債を発行したことを知った場合（劣後特約付借入金又は劣後特約付社債について子法人等が法令の規定により金融庁長官等に対し届出その他の手続をしなければならないとされている場合を除く。ニにおいて同じ。）

ニ　子法人等が劣後特約付借入金について期限前弁済をしたことを知った場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしたことを知った場合（期限のないものについて弁済又は償還をしたことを知った場合を含む。）

第二百一条第十四号中「若しくは第十一号ホ」を「、第十一号ホ若しくは第十三号イ」に改め、同号イ中「に規定する事故等」を「若しくは第十三号イ」に改め、同条第十五号中「若しくは第十一号ヘ」を「、第十一号ヘ若しくは第十三号ロ」に改め、同条第二十四号中「第百九十九条第十二号イ」の下に「又は第十三号ハ」を加え、同号イ中「借り入れた場合」の下に「又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合」を加え、同号ロ中「発行した場合」の下に「又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知った場合」を加え、同条第二十五号中「第百九十九条第十二号ロ」の下に「又は第十三号ニ」を加え、「（劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合又は劣後特約付社債について期限前償還をした場合又は期限前弁済又は期限前償還」を「弁済又は償還」に改める。

第二百二条第十八号を次のように改める。

十八　第百九十九条第十二号イ又は第十三号ハに該当する場合　次に掲げる場合

イ　劣後特約付借入金を借り入れた場合又は子法人等が劣後特約付借入金を借り入れたことを知った場合にあっては、契約書の写し

ロ　劣後特約付社債を発行した場合又は子法人等が劣後特約付社債を発行したことを知った場合にあっては、目論見書又はこれに準ずるものの写し

第二章第五節第一款中第二百八条の二を第二百八条の三十六とし、同章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　特別金融商品取引業者等に関する特則

第一款　特別金融商品取引業者

（総資産の額の算出）

第二百八条の二　法第五十七条の二第一項の規定により算出する総資産の額は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額を合計して算出するものとする。